

防衛省訓令第118号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第3条、同法第8条及び防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号）を実施するため、防衛施設周辺整備統合事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

防衛施設周辺整備統合事業費補助金交付要綱

改正 令和2年12月28日防衛省訓令第67号

改正 令和5年 3月31日防衛省訓令第22号

（通則）

第1条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）第3条及び同法第8条の規定による措置並びにこれらの措置に準ずるもの（以下「行政措置」という。）のうち、防衛施設周辺整備統合事業（地方公共団体が特定地域において裁量的かつ計画的に複数の生活環境等の整備事業を一括して行う事

業をいう。以下「統合事業」という。)及び基本構想策定(統合事業を行おうとする地方公共団体が当該統合事業に関して行う基本的な構想の策定をいう。以下同じ。)に対する防衛施設周辺統合事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和49年政令第228号)及び防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則(以下「交付規則」という。)その他法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(適用除外)

第2条 次の各号に掲げる訓令の規定は、統合事業及び基本構想策定に対する補助金の交付については、適用しない。

(1) 防衛施設周辺補償事業補助金交付要綱(平成

19年防衛省訓令第79号)

(2) 防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金交付要綱(平成19年防衛省訓令第85号)

(3) 防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱(平成19年防衛省訓令第121号。第5条及び第6条を除く。)

(4) 防衛施設周辺障害防止事業補助金交付要綱(平成19年防衛省訓令第87号。第4条を除く。)

(5) 防衛施設周辺消防施設整備事業補助金交付要綱(平成19年防衛省訓令第129号)

(6) 防衛施設周辺まちづくり計画事業補助金交付要綱(平成19年防衛省訓令第128号)

(補助金の交付)

第3条 地方防衛局長及び東海防衛支局長は、統合事業及び基本構想策定の実施に必要な経費に対し、予算の範囲内において、地方公共団体に補助金を交付するものとする。

(補助の対象とする経費の範囲)

第4条 前条に規定する経費は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 全体計画調査費 統合事業についての全体計画を作成するために必要な経費

(2) 工事費 統合事業のうち工事（以下「工事」という。）に必要な本工事費（直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。）、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、施設及び機械器具費、各種工事負担金並びに工事雑費

(3) 物品購入費 統合事業のうち物品の購入（運搬及び据付を含む。）に要する経費

(4) 実施設計費 工事の設計図書（工事の施工に必要な図面及び仕様書をいう。）を作成するために必要な経費

(5) 地方事務費 工事の実施に附帯して必要な事務費

(6) 基本構想策定費 基本構想策定を行うために  
要する経費

(行政措置による補助の対象となる経費等)

第5条 行政措置による補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とし、これらの経費に係る補助の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号から第4号までに掲げる経費で別に定める事業に係るもの 別に定める額

(2) 前条第5号に掲げる地方事務費で別に定める事業に係るもの 次条に規定する額

(3) 前条第6号に掲げる基本構想策定費 10分の9を乗じて得た額

(地方事務費の額)

第6条 第4条第5号に掲げる地方事務費の額は、当該工事費に100分の5を乗じて得た額を超えてはならない。

(補助金等交付申請書の様式等)

第7条 交付規則第3条第1項に規定する補助金等交付

申請書の様式は、別記第1号様式とし、同項に規定する添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 別記第2号様式による事業の内容及び経費配  
分書

(2) 別記第3号様式による生活環境等の整備事業  
集計表（統合事業の場合に限る。）

(3) 別記第4号様式による収支予算書

（軽微な変更）

第8条 交付規則第4条第1項第1号に規定する軽微な  
変更は、次の各号に掲げる変更とする。

(1) 統合事業の経費の配分の変更のうち次に掲げ  
る経費の流用による変更で、流用先の経費（工  
事費については各種別経費（本工事費、附帯工  
事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、施  
設及び機械器具費、各種工事負担金並びに工事  
雑費をいう。以下同じ。））の増加額が変更前の  
当該経費に100分の20を乗じて得た額を超  
えないもの。

ア 工事費の各種別経費相互間の流用。ただし、  
工事雑費への流用を除く。

イ 工事雑費又は地方事務費から実施設計費への流用

ウ 物品購入費と工事費相互間の流用。ただし、  
工事雑費への流用を除く。

エ 実施設計費から工事費（工事雑費を除く。  
）又は物品購入費への流用

オ 地方事務費から工事費又は物品購入費への流用

(2) 統合事業又は基本構想策定の内容の変更のうち、次に掲げる変更以外の変更

ア 統合事業についての全体計画又は設計図書の作成に必要な調査の種類又は方法の変更

イ 工事施工場所の変更又は構造物の規模若しくは基本構造の変更。ただし、誤測又は違算によるわずかな変更を除く。

ウ 建築設備機器（建築設備（建築基準法（昭

和 2 5 年法律第 2 0 1 号) 第 2 条第 3 号に規定する建築設備をいう。) の部分となって用いられる機械又は器具のうち重要な機械又は器具をいう。) の品目、規格、型式又は数量の変更

エ 建物の主要構造部 (建築基準法第 2 条第 5 号に規定する主要構造部をいう。) 、工法又は仕上材料の変更

オ 遮音材料、吸音材料又は防音建具の気密機構の変更

カ 施設及び機械器具費に係る仮設物の数量又は 1 基当たり 5 0 万円を超える機械器具の品目、規格、型式若しくは数量の変更

キ 物品購入費に係る物品の品目、規格、型式又は数量の変更

ク 統合事業又は基本構想策定の完了予定期日の 1 月以上の延期又は当該期日の属する年度の翌年度にわたる延期

(補助事業等計画変更承認申請書の様式)

第9条 交付規則第4条第1項第1号に規定する補助事業等計画変更承認申請書の様式は、別記第5号様式とする。

(遂行困難な場合の報告)

第10条 交付規則第4条第1項第3号に規定する報告は、補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を提出することにより行うものとする。

(状況報告)

第11条 交付規則第6条の報告書の様式及び提出時期は、次のとおりとする。

報告書の種類	報告書の様式	提出時期
補助事業等着手報告書	別記第6号様式	統合事業又は基本構想策定の着手後7日

		以内
補助事業等遂 行状況報告書	別記第7号様式	統合事業又は 基本構想策定 の着手後毎会 計年度12月 31日現在の 遂行状況を翌 月14日まで

2 次の各号に掲げる場合には、補助事業等遂行状況報告書の提出は要しない。ただし、統合事業又は基本構想策定に着手した年度の次年度以降は除く。

(1) 統合事業又は基本構想策定の着手後3月以内に統合事業又は基本構想策定が完了する場合

(2) 統合事業又は基本構想策定の着手後1月以内に12月31日になる場合

(補助事業等実績報告書の様式等)

第 1 2 条 交付規則第 7 条に規定する補助事業等実績報告書の様式及び同条に規定する添付書類は、次の表の区分に応じ、同表に定めるところによる。

区 分	補助事業等実績報告書の様式	添 付 書 類
統合事業又は基本構想策定が完了した場合（統合事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）	別記第 8 号様式	別記第 9 号様式による収支精算書
		別記第 1 0 号様式による完了検査等調書
		完了設計書
会計年度内に	別記第 1 1 号様式	別記第 1 2 号様

当該交付決定 の対象となっ た統合事業又 は基本構想策 定が完了しな い場合	式による年度末 収支状況調書
	出来高工程表

(委任規定)

第13条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協  
 力局長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月28日防衛省訓令第67  
 号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める  
 日から施行する。

( 1 ) ・ ( 2 ) ( 略 )

( 経過措置 )

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 3 1 日防衛省訓令第 2 2 号）

( 施行期日 )

- 1 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の様式により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

別記第1号様式（第7条関係）

補助金等交付申請書

文書番号  
令和 年 月 日

防衛局長 殿  
東海防衛支局長

申請者 住 所  
氏 名

令和 年度において、下記のとおり を実施したいので、防衛施設周辺整備統合事業費補助金交付要綱により補助金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的：
- 2 補助金等交付申請額： 円
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業実施予定期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 収支予算：収支予算書に記載のとおり

- 添付書類：1 事業の内容及び経費配分書  
2 生活環境等の整備事業集計表（統合事業の場合のみ）  
3 収支予算書

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：

生活環境等の整備事業名	事業内容	事業量	経費の配分			国庫補助割合	経費負担の内訳					備考
			経費の区分	工事費の区分	事業費		国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	計	
					円		円	円	円	円	円	

注：経費の配分及び経費負担の内訳の欄には、生活環境等の整備事業集計表の経費の配分及び経費負担の欄の合計額を記載すること。

生活環境等の整備事業集計表

生活環境等の整備事業名	事業内容	事業量	経費の配分			国庫補助割合	経費負担の内訳					備考
			経費の区分	工事費の区分	事業費		国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	計	
					円		円	円	円	円	円	
合計												

注：経費の算出基礎となった書類（設計図書等）を添付すること。

別記第4号様式（第7条関係）

収 支 予 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

3 補助事業者の予算議決（又は議決予定）年月日：令和 年 月 日

注：収支予算には、国庫補助金以外の財源も併せて記載すること。

別記第5号様式（第9条関係）

補助事業等計画変更承認申請書  
（統合事業・基本構想策定）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった  
の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更  
したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請する。

注： 関係書類は、補助金等交付申請書又は補助事業等計画変更承認申請書に添付  
された書類並びに当該書類に添付された書類及び図面の各葉のうち、補助事業  
等の計画の変更に伴い変更を必要とする事項が記入されている各葉について、  
書類にあっては変更前と変更後の補助事業等の計画の相違を容易に比較対照で  
きるよう所要の修正を加えたものとし、図面にあっては変更後の内容を明示し  
たものとする。

別記第6号様式（第11条関係）

補助事業等着手報告書  
（統合事業・基本構想策定）

文書番号  
令和 年 月 日

防衛局長 殿  
東海防衛支局長

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった  
について着手したので、下記のとおり報告する。

記

1 契約の状況等

(1) 設計金額： 円

(2) 契約額： 円

2 着手年月日：令和 年 月 日

3 完了予定年月日：令和 年 月 日

4 契約の結果生じた補助金の額の剰余額： 円

注： 2件以上の契約を締結する場合は、記中1の事項を契約ごとに記載すること。

別記第7号様式（第11条関係）

補助事業等遂行状況報告書  
（統合事業・基本構想策定）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった  
について、令和 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 収支の状況

(1) 収入の部

費 目	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
	円	円	円	

(2) 支出の部

費 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	備 考
	円	円	円	

2 出来高の状況

生活環境 等の整備 事業名	事業内容	交付決定		出来高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100\right)$	国庫 補助金 の交付 済額	備考
		事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)			
			円		円	%	円	

注：地方事務費及び工事雑費に関する出来高の状況は、記載の必要がない。

別記第8号様式（第12条関係）

補助事業等実績報告書  
（統合事業・基本構想策定）

文書番号  
令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった  
を実施したので、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 補助金交付決定額： 円
- 3 収支精算：収支精算書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び成果

生活環境 等の整備 事業名	事業内容	交付決定		実績		差引増△減額 (A)－(B) 比較	備考
		事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)		
			円		円	円	
合計							

- 6 事業の成績：完了検査等調書に記載のとおり

- 添付書類：1 収支精算書  
2 完了検査等調書  
3 完了設計書

別記第9号様式（第12条関係）

収 支 精 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

3 国庫補助金精算

費目	補助金交付 決定額	精算事業 費総額	国庫補助 割合	国庫補助 金精算額	概算払受 領総額	差引国庫補 助金未受領 (返還)額	備考
	円	円		円	円	円	

別記第10号様式（第12条関係）

完了検査等調書

事業の名称：

1 完了検査調書

(1) 完了年月日：令和 年 月 日

(2) 完了検査年月日：令和 年 月 日

2 備品等調書

品名	規格	数量	購入単価	購入金額	購 入	耐用年数	継続使用	備考
					年 月 日		希望の有 無	
			円	円				

別記第 1 1 号様式（第 1 2 条関係）

補助事業等実績報告書  
(統合事業・基本構想策定)

文 書 番 号  
令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった  
の令和 年度における実績について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 補助金交付決定額： 円
- 3 年度末の収支の状況：年度末収支状況調書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び年度末の出来高

生活環境 等の整備 事業名	事業内容	交付決定		出来高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100\right)$	国庫 補助金 の交付 済 額	備考
		事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)			
			円		円	%	円	

- 添付書類： 1 年度末収支状況調書  
2 出来高工程表

別記第12号様式（第12条関係）

年度末収支状況調書

事業の名称：

1 収入の部

費目	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	

2 支出の部

費目	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	